ステップ　1

1. 税額試算後、申告書を作成できるのは「市民税・府民税申告書」となります。所得税の確定申告書の作成はできません。
2. 税額試算で入力した情報について、申告書に出力します。
3. 作成した申告書は印刷して、市・府民税の申告時に提出することができます。（郵送可）
4. 申告される方の住所・氏名や扶養親族の方の氏名など、生年月日以外の個人情報は入力できないようになっていますので、これらの項目はダウンロードしたPDFファイル上で入力するか、印刷後に手書きで補記してください。また、これら以外の項目についても、必要な個所は適宜補記してください。
5. 医療費や寄付金の領収書、各種保険料の控除証明書及び源泉徴収票等の必要書類を申告書とともに提出してください。
6. 分離課税収入を含んだ税額の試算はできますが、申告書の作成はできません。分離課税収入を含む申告書を提出される場合は、確定申告が必要になる場合もありますので、課税課市民税係までお問い合わせください。
7. 上場株式等の配当所得・上場株式等の譲渡所得について、所得税と異なる課税方式を選択する場合は、別様式の申告書の提出が必要となります。提出方法につきましては、課税課市民税係までお問い合わせください。
ご利用ガイド
ご利用前にこちらをご確認ください。
以上にご同意いただける方は下の「同意する」をクリ
クリック
同意する
お問い合わせ先
富田林市　総務部　課税課
電話0721-25-1000（内線111、112、117）

ステップ　2

PDFファイル閲覧ソフトがAdobe Acrobat Reader DCでない場合、申告書の印字内容がずれる、ドロップダウンのボタンが印刷される等の事象が発生することがあります。 以前のAdobe Acrobat Readerをお使いの場合は最新バージョンをダウンロード・インストールしてください。
メニュー
計算したい年度・生年月日を入力し、以下のボタンから入力ページへ進んでくだ
生年月日を入力
試算したい年度
令和４年度（令和３
入）
申告される方の生年月日 必須
昭和
3
年
11
月
11
日
給与収入のみの方
給与所得の源泉徴収票を基に税額試算、住民税申告書作成ができます。
入力後、クリック
年金収入のみの方
住民税申告書作成ができます。
収入・控除がなかった方
課税される収入がなかった方の住民税申告書作成ができます。
上記以外の方
複数の資料を基に税額試算、住民税申告書作成ができます。
こちらから申告書様式（PDF）をダウンロードできます。
市民税・府民税申告書【PDF形式】
お問い合わせ先

ステップ　3

メニュー / 令和4年度 給与所得の源泉徴収票入力
給与所得の源泉徴収票入力
あなたの源泉徴収票の情報等を入力して、「税額試算」ボタンまたは「申告書作成」ボタンを押してください。» ヘルプ
令和３年分　給与所得の源泉徴収票
源泉徴収票に基づき、
各項目を入力
8,000,000
税額試算
申告書作成

ステップ　4

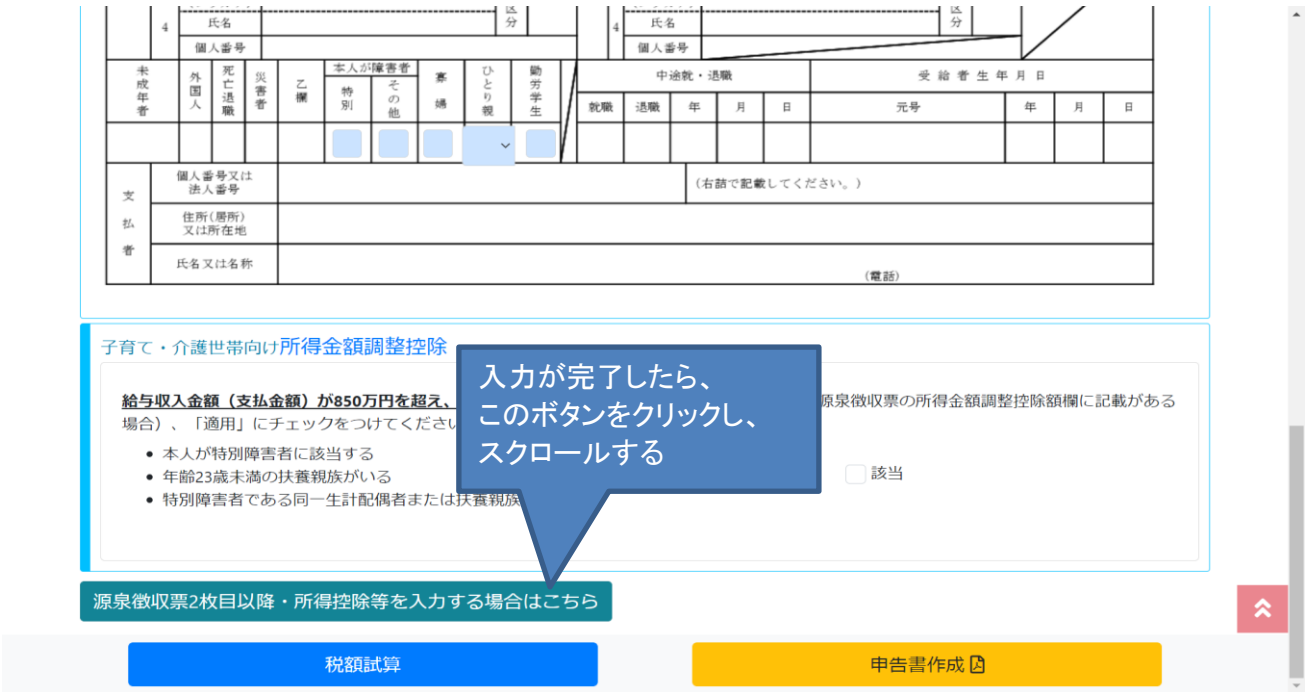
子育て・介護世帯向け所得金額調整控除
入力が完了したら、
このボタンをクリックし、
スクロールする
源泉徴収票2枚目以降・所得控除等を入力する場合はこちら
税額試算
申告書作成

ステップ　5

雑損控除
0 円
雑損控除入力
医療費控除
0 円
医療費控除入力
寄附金税額控除に関する事項
都道府県・市町村または特別区に対する寄附金支払額（ふるさと納税（特例控除対象））
0 円
※1円以上の寄附金支払額を入力した場合、税額試算結果に「自己負担額の2,000円を除いた全額が控除されるふるさと納税額の目安」が表示されます。
住所地の共同募金会、日本赤十字社（住所地の支部）、都道府県・市町村または特別区に対する寄附金支払額（特例控除対象外）
0 円
条例指定の寄附金支払額（住所地の条例で指定されている機関に寄附したもの）
都道府県
0 円
市町村または特別区
0 円
ふるさと納税ワンストップ特例制度
未適用
クリック
寄附金入力
税額試算
申告書作成

ステップ　6

メニュー / 令和4年度 給与所得の源泉徴収票入力 / 寄附金入力
寄附金に関する事項の詳細入力
都道府県・市町村または特別区に対する寄附金支払額（ふるさと納税（特例控除対象））
※1円以上の寄附金支払額を入力した場合、税額試算結果に「自己負担額の2,000円を除いた全額が控除されるふるさと納税額の目安」が表示されます。
1
円
住所地の共同募金会、日本赤十字社（住所地
1と入力
町村または特別区に対する寄附金支払額（特例控除対象外）
円
条例指定の寄附金支払額（住所地の条例で指定されている機関に寄附したもの）
都道府県
円
市町村または特別区
円
入力後、クリック
ふるさと納税ワンストップ特例制度
詳細
キャンセル
入力確定
入力内容をクリア

ステップ　7

雑損控除
0 円
雑損控除入力
医療費控除
0 円
医療費控除入力
寄附金税額控除に関する事項
都道府県・市町村または特別区に対する寄附金支払額（ふるさと納税（特例控除対象））
1 円
※1円以上の寄附金支払額を入力した場合、税額試算結果に「自己負担額の2,000円を除いた全額が控除されるふるさと納税額の目安」が表示されます。
住所地の共同募金会、日本赤十字社（住所地の支部）、都道府県・市町村または特別区に対する寄附金支払額（特例控除対象外）
0 円
条例指定の寄附金支払額（住所地の条例で指定されている機関に寄附したもの）
都道府県
0 円
市町村または特別区
0 円
ふるさと納税ワンストップ特例制度
未適用
寄附金入力
クリック
税額試算
申告書作成

ステップ　8

戻る
申告書作成
ふるさと納税ワンストップ特例制度
未適用
寄附金税額控除額
（算出された基本控除額、特例控除額、申告特例控除額の合計）
0円
スクロールし、限度額を確認
ふるさと納税目安額
自己負担額の2,000円を除いた全額が控除されるふるさと納税額の目安
（この試算で算出された額）
164,000円
※シミュレーション結果はあくまでも参考値としてご利用ください。実際の計算結果と異なる場合がありますのでご留意ください。
※実際の控除額・控除限度額はふるさと納税を行った年の収入・所得・控除によって算出されます。
※特例控除額の限度額は、調整控除適用後の所得割額の20%となります。
※寄附金控除により所得税率が変動する場合、「自己負担額の2,000円を除いた全額が控除されるふるさと納税額の目安」の額は、実際の金額と異なる場合があります。
※分離課税、住宅借入金等特別税額控除等の税額控除、住民税の非課税制度等により、限度額まで適用されない場合があります。
※分離課税の有無にかかわらず、申告特例控除額は総合課税分を基にした控除割合で算出されます。
※ふるさと納税ワンストップ特例制度で「適用」を選択した場合、申告特例控除額を試算していますが、条件によって制度の適用対象外になる場合があります。詳細は以下のリンクからヘルプをご確認ください。
ふるさと納税ワンストップ特例制度
税額控除額
市民税
人的控除の差による調整控除額
1,500円